

事務連絡
令和2年6月3日

各国立高等専門学校長 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
本部事務局長 土生木 茂 雄

改正労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント
防止対策の強化について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）が令和元年6月5日に公布され、同法による改正後の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）が令和2年6月1日から施行されております。

同法の改正により、職場におけるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）の防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられております。

高専機構においては、「独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則」（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号。以下「ハラスメント規則」という。）のほか、同規則に基づく指針において、パワハラを含むハラスメントの防止や対応のための措置について定め、周知しているところです。

各学校においては、同規則等を改めて御確認いただくとともに、下記についてもよく御確認いただき、パワハラ防止対策の強化等、適切な御対応を行っていただきますようお願いいたします。

また、改正法により、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和43年法律第113号）等が改正され、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が行われておりますので、関係資料等により併せて御確認いただきますようお願いいたします。

なお、教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止については、令和2年4月20日付け2高機研第29号執行調整役・理事長特別補佐・男女共同参

画室長より各校長あて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行について」を改めて御確認いただきとともに、適切な御対応を行っていただきますようお願いいたします。

記

＜事業主が講ずべき雇用管理上の措置の内容、及び高専機構の対応＞

(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

高専機構においては、ハラスメント規則及び理事長裁定「ハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針」（以下「防止指針」という。）において、パワハラの内容及びパワハラを行ってはならないことを定めています。

また、防止指針において、パワハラに加害者に対しては、懲戒処分等が行われることを定めています。

各学校においては、これらについて改めて教職員に周知願います。

(2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

高専機構においては、ハラスメント規則において、各学校に相談員を配置することを定めています。

また、理事長裁定「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針」（以下「相談指針」という。）において、ハラスメントに関する相談において対応すべき事項について定めています。

各学校においては、相談員の配置が適切に行われているか改めて点検していただくとともに、ハラスメント相談体制について改めて教職員に周知願います。

また、相談員に対しては、相談指針及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「厚労省指針」という。）の特に第4項（2）について確認するよう通知願います。

(3) パワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

各学校において、パワハラに係る相談の申し出があった場合には、ハラスメント規則及び相談指針並びに厚労省指針第4項（3）を確認し、以下事項について適切に対応願います。

ア 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

イ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

- ウ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- エ 再発防止に向けた措置を講ずること。

(4) 相談者・行為者のプライバシーの保護

高専機構においては、ハラスメント規則及び相談指針において相談者・行為者のプライバシーの保護について定めています。

各学校においては、厚労省指針第4項(4)イを確認するとともに、相談者・行為者のプライバシーが保護されることについて教職員に周知願います。

(5) 相談者への不利益取扱いの禁止

高専機構においては、ハラスメント規則において、相談者への不利益取扱いを禁止しています。

各学校においては、厚労省指針第4項(4)ロを確認するとともに、相談者が不利益を受けないことについて教職員に周知願います。

<高専機構関係規則等>

- 「独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則」
https://koala.kosen-k.go.jp/xythoswfs/webui/_xy-e21038931_1-t_FXZY9SRE
- 理事長裁定「ハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針」
https://koala.kosen-k.go.jp/xythoswfs/webui/_xy-e8352145_1-t_1Ao1Q0Xz
- 理事長裁定「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針」
https://koala.kosen-k.go.jp/xythoswfs/webui/_xy-e8352143_1-t_g6zIZ3yV
- パンフレット「ハラスメント防止ガイドライン」
https://koala.kosen-k.go.jp/xythoswfs/webui/_xy-e8352144_1-t_shJEjw60

<関係法令等>

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第24号)(新旧対照表)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000486036.pdf>
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年6月5日公布)の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000584588.pdf>

- リーフレット「パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000527867.pdf>
- リーフレット「2020年（令和2年）6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000596904.pdf>
- 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605661.pdf>
- 「職場におけるハラスメント関係指針」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000595059.pdf>

【担当】

国立高等専門学校機構 本部事務局人事課人事係 電 話：042(662)3129 F A X：042(662)3168 E-mail：jinji@kosen-k.go.jp
